

理事会からの お知らせ (NO.5)

新宿三光商店街振興組合 理事長 奥山 彰彦 印

平成 16年 2月 16日

税務申告の季節になりました。確定申告は3月15日(月)が締切です。申告書は必ず各自がご記入になり、税務署に提出、又は郵送して下さい。組合事務所は今年度より記入指導等は一切行わない事になりましたが、申告書提出・納税代行のみ受け付けます。(3月5日締切)。また消費税法改正により、この4月より全国あらゆる商品が内税表示(消費税込みの価格)になります。そして年間売上が1千万円を超えた2年後から消費税納入義務が生じることとなりました。

「防火管理者」資格講習の件。講習実施日は、四谷消防署にて2/21(土)、3/2(火)、3/7(日)いずれも午前9:30～午後5:00です。それぞれ先着順定員(50名)締切。未資格者は早めに事務所に申込書類をもらいに来て下さい。資格手帳「紛失」や「移転」等の方も再交付手続きをお願いします。

2月23日(月)より四谷保健所が小学校跡に移転してきます。工事期間中はゴミ集積所が移動されています。

インターネット、当商店街のHP(ホームページ)作成の準備を始めます。組合員皆様のご協力をお願いします。

組合員店舗増加に伴い、当商店街振興策、イベント等が必要かと思われます。アイデアのある方はお申し出ください。投書、メールsanko-kumiai@ml-b4.infoseek.co.jpでも結構です。

また新規開店等に伴うトラブルや苦情等(上下、隣接騒音、境界問題、共有私道の利用範囲、プライバシー、店舗窓、目隠し、他)が組合によせられています。お互いに近隣マナーを考え、ルールを確認して守りましょう。

‘04年2月 現在版、三光商店街 店舗図を添付します。ご利用ください。

以上